

小児かかりつけ診療登録について Q&A

こどもみらい大島クリニック

1. Q 小児かかりつけ登録は、なぜ6歳未満限定なのですか？

A この制度は国が定めた制度であり、年齢についてもこのように規定されています。国は患者ひとりひとりがかかりつけ医を持つことを推進しており、患者の診療情報を一元的にかかりつけ医が把握することで、不要な重複診療や処方減らすことが期待されています。なお、この適用は就学前の3月末までです。

2. Q 登録された小児かかりつけ医では、どのようなことをしますか？

A 病気や慢性疾患等で受診する場合は、まず、かかりつけ医を受診することになります。そのほか、予防接種や子供の発達段階に応じた助言や指導、健康相談、健康診断にも応じます。もしかかりつけ医に必要な診療が完結せず、より専門的な治療が必要な場合は、かかりつけ医より必要な医療機関へ紹介することになります。但し、骨折等、明らかにかかりつけ医で対応できない受診の場合は、最初から専門的医療機関（整形外科など）を受診することは可能です。また、かかりつけ医の休診日や旅行先などで、かかりつけ医を受診できない場合は、やむを得ず他の医療機関を受診することも可能です。もし、何らかの理由で、かかりつけ医以外を受診された場合は、後日かかりつけ医を受診するときに、その医療機関でどのような治療や処方を受けたかの内容をお知らせください。

3. Q 小児かかりつけ医には診療時間終了後の夜間や休日に、病状等について電話で相談ができるのですか？

A 診療時間終了後の夜間に、病状等について電話で医師に相談することができます。但し、対応する医師は病院外で、通常の生活をしながら電話対応をするため、カルテ等を参照することはできませんし、クリニックで診療した医師が、対応する訳でもありません。また、相談することはできても、診察や薬の処方等できませんので、概ね救急医療機関を受診する必要があるかどうかなどの大まかな目安をお示しするくらいのご相談になります。また、自動車の運転中や他の患者の対応中である場合は、お電話を受けられないことがあります。予めご了承ください。もし、電話が通じない場合は、所定の連携医療機関や#8000 等へご相談下さい。ご相談のお電話をかける際は、お手元に必ず診察券番号をご用意の上、患児の名前、生年月日、お電話口の方の名前、患児との関係を、お伺いいたしますので、お知らせ下さい。

4. Q「こどもみらい大島クリニック」にかかりつけ登録することで、何か特典はありますか？

A 特に特典はありませんが、当院は年末年始の一部の時期を除いて、原則として土曜、日曜、祝日などの休日も含めて毎日診療しております。急な体調の変化があった場合もかかりつけ医として受診できます。また、これらの休日は、登録患者以外も受診できますが、患者が集中して予約が取れない場合に、かかりつけ患者限定の当日枠(数に限定あり)で、予約が取れることがありますので、電話にてご連絡下さい。また、土日祝等の休日は患者が集中することがあり、予約なしの患者さんの診療受付を制限させて頂くことがあります。かかりつけ患者に限り、受付時間内に来院された場合は診療を行います。

5. Q 既に他の小児科にてかかりつけ登録をしていますが、「こどもみらい大島クリニック」でかかりつけ登録をすることができますか？

A 小児かかりつけ登録は、1箇所の医療機関でのみ登録できます。他の医療機関で登録されている場合は、登録している医療機関を受診して下さい。引越し等でやむを得ず小児かかりつけ登録の医療機関を変更されたい場合は、お申し出下さい。その場合、当院で登録を行った後、必ず、元の小児かかりつけ登録をキャンセルして下さい。キャンセル方法は、元の登録先の医療機関にお問い合わせ下さい。

6. Q かかりつけ登録を行う場合に何か条件がありますか？

A かかりつけ登録の条件は、かかりつけ登録の趣旨をご理解頂いた上で、登録時点で既に当院にて診療、ワクチン、健診等で4回以上受診されたことがある6歳未満の児で、かつ、保護者の方より文書による同意書を提出頂けましたら登録できます。